

学 則

①講習の名称	福祉用具専門相談員指定講習会 (通学 ・ 通信)
②講習事業者の名称	未来ケアカレッジ
③法人・団体の名称	株式会社 EE21
④事業所の所在地	大阪府大阪市北区太融寺町 5-15 梅田イーストビル 5階
⑤講習期間	2ヶ月間
⑥講習課程	各コースの研修カリキュラムを参照
⑦開講の目的	高齢者や障害をもつ方々に福祉機器の選び方や使い方などについて、適切なアドバイスができる人材育成が求められています。この講習会は、増大かつ多様化する高齢者や障害者の方々のニーズに適切な対応ができる為に必要な知識・技能を身につけていただくことを目的としています。高齢者や障害を持つ方々の自立の促進及び介護者の負担の軽減に寄与できる福祉用具専門相談員を養成していくことを目的とします。
⑧使用テキスト	福祉用具専門相談員研修用テキスト (一般社団法人シルバーサービス振興会)
⑨受講資格	資格取得を希望され、所定のスケジュール(講義・演習)を受講できる方。(受講するにあたって特に必要な資格はありません)
⑩広告の方法	インターネット広告、新聞など折込情報誌による広告、及び自社のホームページにおいて行う。 ホームページ : https://www.miraicare.jp/
⑪受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	募集手続きは次のとおりとする。 (1)一般公募とし、資料請求は電話・FAX・当校のホームページから受け付ける。受講申込みは下記のいずれかの方法により申し込むものとする。 ①所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、当社あてに郵送して申し込む。 ②当校のホームページより、必要事項を入力の上、申し込む。 (2) 申込受付は先着順に行い、受講決定通知書と受講料振込の案内を受講者あてに郵送する。 (3)受講料の入金確認により最終受講決定となる。 なお、応募者多数の場合は定員を超える応募者はキャンセル待ちとする。本人確認は受講申込受付時又は初回受講時において、次の①～⑧のいずれかの原本により受講者本人であることの確認を行う。 ①戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 ②住民基本台帳カード ③在留カード等 ④健康保険証 ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦年金手帳 ⑧運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証または登録証
⑫受講対象者及び定員	各教室近郊在住、在勤で通学可能な者。 定員：各都道府県の基準による。

⑬受講料及び受講料支払方法	<p>54,450円（テキスト代、消費税含む）</p> <p>一括払い：受講決定通知書に記載の支払期日までに所定の銀行口座への振込み（送金手数料は自己負担）</p> <p>※ホームページからのお申込みの方に限りクレジットカード決済、コンビニエンス決済も可能</p> <p>分割払い：所定の信販会社とショッピングクレジットを組む</p> <p>なお、地域・時期等による受講料割引を行う場合は、ホームページまたは案内パンフレットにて告知する。</p>
⑭解約条件及び返金の有無	<p>研修開始の前日までの解約については納入された受講料を全額返還する。ただし返還に係る振込み手数料は自己負担とする。</p> <p>研修開始後の自己都合による解約の場合、原則として受講料の返還はしない。</p>
⑮受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有・無</p> <p>受講生の個人情報について本人の許可なく第三者への情報提供は一切しない。なお、修了者は各都道府県の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑯補講の方法及び取扱	<p>補講の方法：原則として同時期に開催している同一都道府県内の他教室で振替補講を実施する。</p> <p>補講の期間：各都道府県の規定による。</p> <p>補講に要する費用：無料</p>
⑰講習修了の認定方法	<p>認定方法：修了を認定したものには修了証明書を交付する。</p> <p>講習の修了年限：各都道府県の規定による。</p> <p>修了評価の方法：講義・演習を全科目修了（各科目の終了時に、当該科目を担当する講師が、受講者が所定の時間の講義・演習を良好に受講したことを確認）した後に筆記による確認テスト（修了評価）を実施する。各都道府県の規定する修了評価基準に達することで合格とみなす。合格者に修了証明書を交付する。</p> <p>修了評価基準に達しなかった時の取り扱い：各都道府県の基準により補講または再試験を行い修了評価基準に達することで当該科目の知識・技術の修得を確認する。</p> <p>補講再試験に要する費用：無料</p>
⑱受講中の事故等についての対応	<p>授業中の事故は自己責任とする（明らかに当校の過失と判断できる場合を除く）</p>

<p>⑱その他必要な事項</p>	<p>遅参の取扱い：原則として受講開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補講を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情による遅参の場合、原則 30 分以内は出席と認めるが、遅延分の講義内容は個別補講を受けることとする。</p> <p>退校処分の取扱い：以下①～⑤に該当する受講生に対しては退校処分を行う事がある。</p> <p>①当社への事前連絡なく支払期日までに受講料が支払われていない場合。</p> <p>②受講態度や受講意欲が著しく悪く、授業進行の妨げになると判断された受講生。</p> <p>③遅刻や欠席がたびたびある受講生。遅刻、欠席時、事務局に事前連絡のない受講生。</p> <p>④提出物の不備が多く受講困難と判断された受講生。</p> <p>⑤病気、怪我、妊娠等で、受講の継続が困難と判断された受講生。</p>
------------------	---